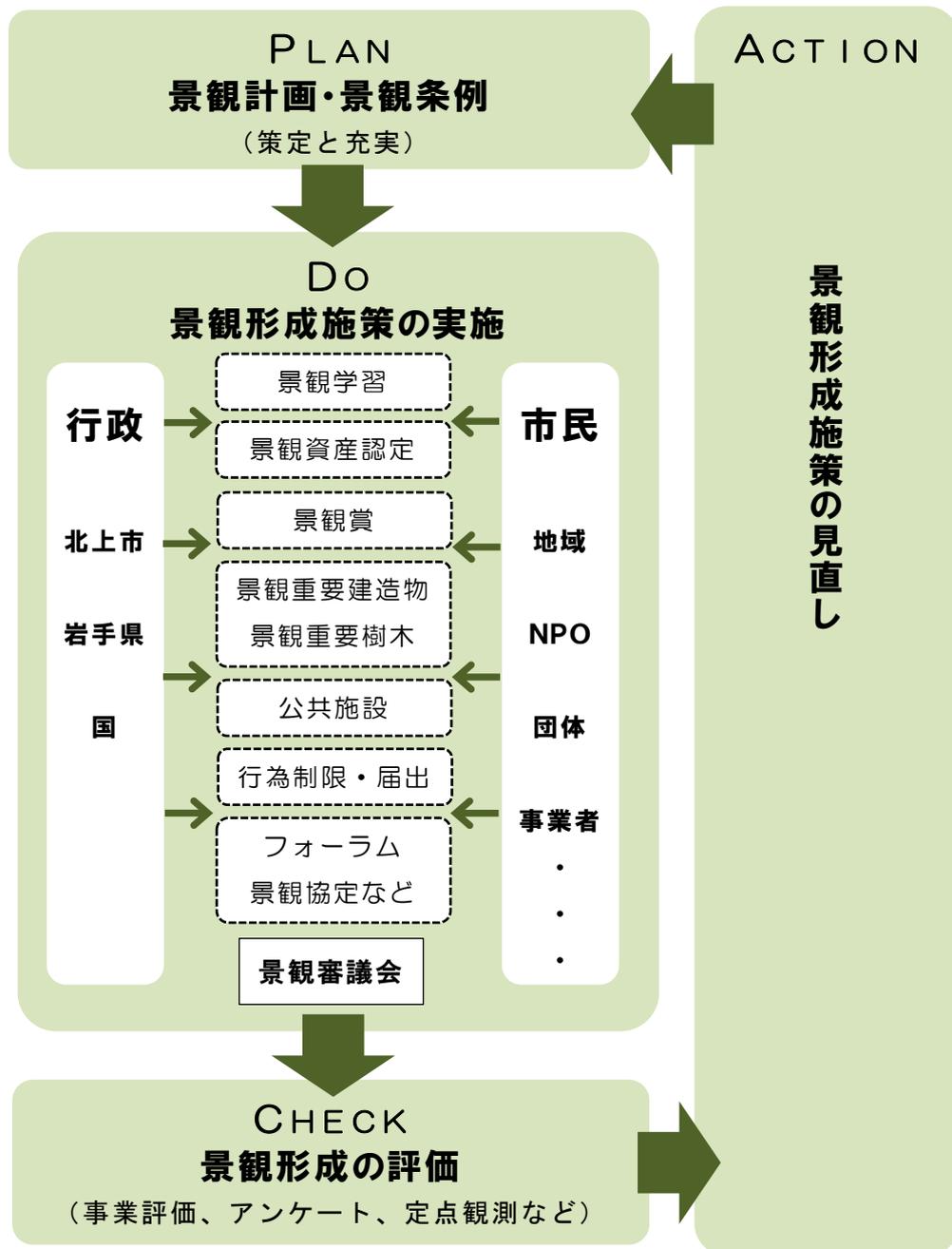


第4章 景観形成の推進に向けて

1. 推進体制

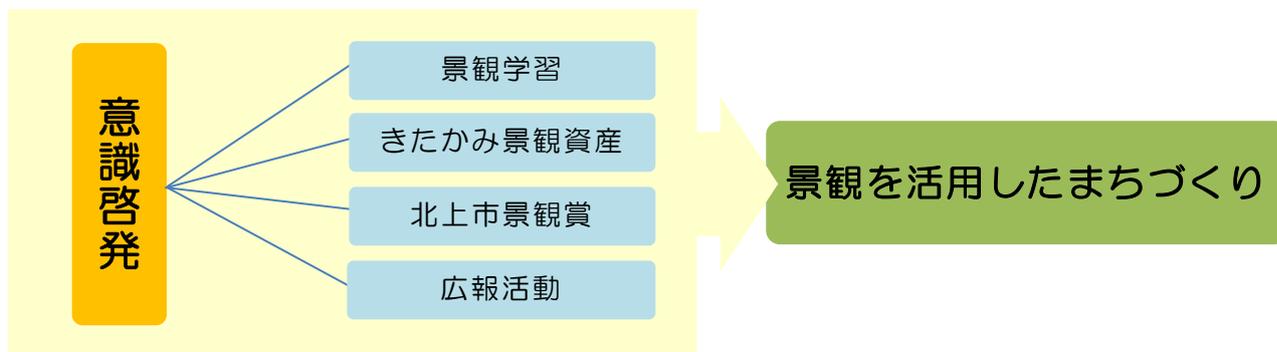
持続性のある景観形成を行っていくために、推進体制を整えます。

- ・ **市民活動** 景観形成に取り組む団体等の活動を推進します。
- ・ **行政の連携** 景観形成施策推進のための庁内横断的な組織の設置や国・県との連携体制を整えます。
- ・ **景観審議会** 景観計画の変更や景観重要建造物の指定など、景観形成施策に関する事項の審議を行う機関を設置します。
- ・ **公共事業の景観形成指針** 市が行う公共施設の整備等に関する景観形成指針を定めます。



2. 意識啓発

地域の身近な景観資源に目を向け、景観に対する関心を高めることで、景観を活用したまちづくりを推進します。それぞれの取組については、制度内容や実施記録を広報やホームページを活用して情報発信を行います。また、景観フォーラムを開催し、制度や実績の共有を図ります。



● 景観学習

景観に関心を持ち、景観形成を自らの課題と考えることのできる人づくりを目指し、学校や地域での景観学習の推進を図ります。

① 子どもたちへの景観学習

子どもたちが将来誇れる景観、原風景となり得る景観について知ってもらうことを目的に、これまで社会科や総合学習の授業の一環として希望する小中学校へ講師を派遣し景観学習を実施してきました。

今後、さらに多くの学校で景観学習が普及するよう、モデル校での実施によって効果と課題を検証しながら、実施手法を検討していきます。また、授業を学校単位だけでなく校外学習のように授業形態を多様化させていきます。



(平成 29 年度景観学習の様子)

② 景観人養成講座

景観への関心を高め景観配慮の推進を目指し、一般市民を対象とした講座を実施します。受講対象者やテーマによって、一般市民向けのものから専門的な知識を有する建築関係者向けのものなど多種多様な講座展開を目指します。講座の受講者は、景観フォーラムや景観さんぼなどの景観学習活動に積極的に参加しており、今後も地域で積極的に景観づくり活動を行う実践者を育成していきます。

③ 景観さんぽ

地域の景観に親しむきっかけづくりとして、景観資産や景観賞を徒歩やバスで巡る見学会を実施します。また、景観資産や景観賞の幅広い周知にもつながることも期待できます。



景観資産：水沢鉱山（みんちあやま）
古道ふれあいの森



景観資産：岩場から北上平野を望む阿
古耶谷

④ 景観まちづくりフォーラム

地域、学校、行政が行った景観まちづくりの取組の成果などを共有するために、年に一度フォーラムを開催します。きたかみ景観資産の認定式及び北上市景観賞の表彰式はフォーラムの中で行い、広く市民に紹介していきます。また、フォーラムに併せてパネル展や写真展を開催します。



（平成 28 年度・フォーラムと写真展）

⑤ その他

守りたい景観やお気に入りの景観の写真を集める写真コンクールの実施、小学校で使用する社会科副読本への景観に関する内容の掲載を引き続き検討します。

●きたかみ景観資産

地域の景観資源の価値を見直し、認め合うことで、景観をきっかけとしたまちづくり活動につなげ、貴重な資産として次世代へ残していくことを目指し、「きたかみ景観資産」認定制度を実施します。地域住民や事業者が主体となって取り組む活動と景観資源を認定し、自主的な活動やルールづくりを支援します。

景観資産の認定数は平成25年度までに100件を超え、各地域の景観まちづくり活動が活発になっていますが、活動主体者の高齢化や意識低下が課題となっています。今後は認定後のフォローアップや活動の技術的支援となるような仕組みづくりが必要です。

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を構成する要素(景観資源)そのものの価値だけでなく、それらを守り・創り・育てる活動も北上にとって大切な財産と捉え、「きたかみ景観資産」として認定するもの。 ・認定された景観資源やそこで行われている活動を景観資産マップとしてまとめ、発信していきます。 ・認定と発信をとおして、より多くの人たちに景観資源を知ってもらい、複数の資源の連携活用や地域の景観形成活動の活発化、地域を越えたさらなる活動の輪に広がっていくことを目指します。
認定の意義	景観資産として認定されることで、宣伝効果や活動への共感につながり、地域の大切な資源が守られます。
認定の対象	<p>大切にしたい景観と、それらを守り・創り・育てる活動</p> <p>※景観を構成する要素として、建築物や建造物、自然(樹木・川等)などの有形のものが主役となっていることが必要です。</p> <p>※上記の要素と一体となった民俗芸能、伝統行事、風習、香り、音、季節の一時点(蛍、紅葉)、時間帯による景色(夕焼け、星空)も、認定対象をより引き立てるものとして、審査の際に考慮します。</p>
認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・景観としての価値があること(誰でも見ることができるか・誰もが心地よいと思う景観になるか) ・地域の共感・共有があること(地域や所有者の共感・理解があるか) ・景観づくりにつながるアイデアがあること(具体的な活動プランがあるか・実現性があるか・活動する仲間がいるか) ・地域づくりにつながる可能性があること(地域に活動の輪が広がる可能性があるか・継続した活動となる見込みがあるか) <p>※景観形成強化区域と重なっても構いません</p>
認定の流れ	<ol style="list-style-type: none"> ①応募受付(大切にしたい景観資源とそれを守り、創り、育てる活動の募集) ②景観審議会による審査会の実施 ③認定 ④景観を守り、創り、育てる活動の継続
認定後	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年追加認定を行います ・法的規制は生じませんが、景観計画に基づく届出の際に「きたかみ景観資産」への配慮を市よりお願いしていきます ・認定した景観を「農村」、「歴史」、「都市」等のテーマや、16地区ごとに分類し、景観資産マップやホームページ等で情報発信を行います ・景観まちづくりフォーラムにて写真展等により活動状況を報告します ・主たる景観要素が消滅した場合や、活動者から活動の継続が困難だと申し出があった場合などに、認定を解除します
支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じたアドバイザーの派遣 ・認定通知書の交付及び認定プレートの贈呈、広報、ホームページ、SNS等を活用した幅広い周知 ・景観資産を巡る景観さんぽを開催した幅広い周知 ・景観資産を見に行くことができる景観資産マップの作成 ・認定団体への情報提供 ・認定団体相互の情報交換の場の設定



景観資産：すず湧き出でる佐野公園とぼんぼこ泉、江釣子7区自治会の活動



景観資産：咲き誇る桜 黒沢尻の天満宮

●北上市景観賞

市民の景観に対する意識を高め、地域の特性を生かした景観形成の推進を目指し、市の良好な景観づくりに貢献していると認められる建築物、工作物等を募集し、特に優れているものを北上市景観賞として所有者、設計者、施工者を表彰します。表彰対象となった建築物等を通じて、景観配慮の模範として広く市民に周知を図ります。



(平成 26 年度・さやかクリニック)



(平成 28 年度・千田工業株式会社)

3. 景観法の活用

●景観重要建造物・樹木の指定方針

良好な景観が形成されている地域では、その地域のシンボルとなる建造物や樹木が存在している場合があります。これらの建造物や樹木が除却されたりその外観が変更されてしまうと、地域の景観が大きく損なわれる危険があります。

このような建造物・樹木を景観法第 19 条及び第 28 条に基づく景観重要建造物・樹木として指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ります。

景観重要建造物・樹木として指定されると、現状変更について許可が必要になるほか、所有者等の管理義務などが生じます。

※文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物・樹木は景観重要建造物・樹木として指定できません。

●景観重要建造物の方針と要件	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には文化財保護法や文化財保護条例の規定により国や県、市が文化財として指定・登録した建造物が多数あります。これらの制度による文化財として指定・登録を継続して推進するとともに、国が指定した文化財以外の建造物のうち以下の要件に合致するものについては、所有者の意向を聞きながら、景観重要建造物として指定していきます。 ・歴史的価値や文化的価値が少ないために文化財として指定・登録されていない建造物でも、以下の要件に合致する景観上重要な建造物について指定していきます。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれている建造物で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目のいずれにも該当する建造物を指定します。 ◇優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であるもの ◇周辺景観の核となり、良好な景観形成に寄与するもの ◇外観が伝統的様式や技法で構成され、北上の歴史、文化が感じられるもの ◇所有者や地域住民が一体となった保全活動が見込まれ、地域の活性化に資する可能性のあるもの
●景観重要樹木の方針と要件	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、北上市みどりのまちづくり条例の規定により保存樹木として指定された樹木が多数あります。この条例による保存樹木の指定を継続して推進するとともに、以下の要件に合致するものについては、所有者の意向を聞きながら、景観重要樹木として指定していきます。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれている樹木で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目のいずれにも該当する樹木を指定します。 ◇樹容に風格があり、地域のシンボリックな存在であるもの ◇周辺景観の核となり、良好な景観形成に寄与するもの ◇所有者や地域住民が一体となった保全活動が見込まれ、地域の活性化に資する可能性のあるもの

●景観協定

景観協定は、住民自らの合意により、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、建築物などの色彩や形状、緑化などの自主的なルール作りを行うことができる制度で、景観法第 81 条に基づき締結します。地域の特性を生かした景観づくりにつながる有効な制度であることから、その活用の推進を図ります。

●景観重要公共施設に関する方針

道路や河川、都市公園などの公共施設は、地域の景観形成上重要な要素となっています。これらの公共施設のうち、北上の景観の骨格を形成し、シンボルとなるものについては、公共施設管理者からの要請を受けた場合、景観法第 8 条に定める景観重要公共施設として位置付け、その整備に関する事項を本計画に定めます。

北上川や和賀川などの河川や、道路などの景観重要公共施設への位置付けに向けて、管理者との協議を行っていきます。

景観重要公共施設に位置付けられた施設の整備に当たっては、随時管理者と北上市とで景観上の観点から互いに連携・調整を行い、周辺地域と一体となった効果的な景観形成を図っていきます。

●屋外広告物に関する方針

屋外広告物の設置は、岩手県屋外広告物条例に基づいて行われています。しかし、屋外広告物の景観に与える影響は大きく、また市民の屋外広告物に対する問題意識も高く、市独自の屋外広告物条例による規制強化の必要性が検討されてきました。屋外広告物に関する規制は、店舗・商業施設等に大きな影響を及ぼすことから、急激な規制を行うのではなく、景観に配慮した屋外広告物の設置を促していくために、意識啓発や理解を深めることを目的として勉強会を実施し、協定の締結を目指していきます。

